

入 札 説 明 書

令和 8 年札幌市告示第 3381 号に基づく入札等については、札幌市契約規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 8 年 8 月 28 日（金）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課再生可能エネルギー係

電 話 番 号 （011） 211-2872

ファックス番号 （011） 218-5108

メールアドレス kan.energy@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

「J-クレジット制度」に係るモニタリング報告書の検証業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。仕様書・図面等は環境局ホームページに掲載する。また希望する者には、上記 2 の契約担当部にて交付する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）

（ア） 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ） 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ） 前各号の一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約

の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」に該当する者であること。

- (3) Jークレジット制度において妥当性確認又は検証を行う審査機関として登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 入札説明書等に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合には、次に従い、書面（別紙4のとおり）により、提出すること。

ア 提出期間

告示日から令和8年9月3日（木）17時15分まで。

イ 提出場所

上記2の契約担当部

ウ 提出方法

書面は持参か、送付又はファックスにより提出すること。

ただし、持参する場合は、上記アの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで。

(2) 回答について

原則として令和8年9月8日（火）17時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和8年9月11日（金）11時00分

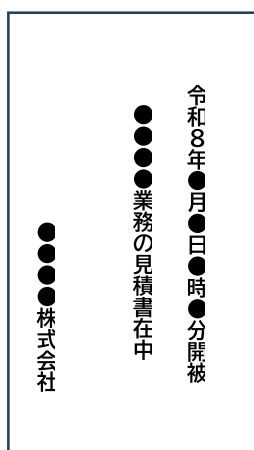
上記2の契約担当部へ持参又は送付すること（送付の場合は必着のこと）。

(3) 入札書の提出方法

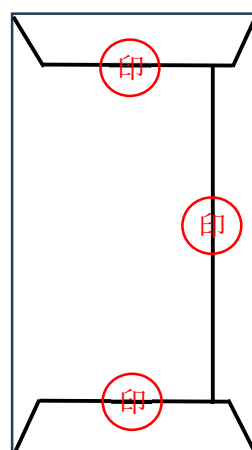
ア 入札書（別紙1のとおり）にて作成のうえ封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年9月11日13時10分開札〔「Jークレジット制度」に係るモニタリング報告書の検証業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。（下図参照）

図)

表面



裏面



郵便により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和8年9月11日13時10分開札〔「J-クレジット制度」に係るモニタリング報告書の検証業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印すること。

イ 入札1回目から代理人が入札する場合は、入札書の受領期限までに代理委任状（別紙2のとおり）を提出すること。再度の入札において代理人が入札する場合は、再度の入札の際に代理委任状を提出すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和8年9月11日（金）13時10分

札幌市役所本庁舎12階 環境局会議室

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2のとおり）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

カ 入札結果については、原則として令和8年9月18日（金）17時までに、本市環境局インターネットホームページに掲載することとし、開札に立ち会っていない者（落札者を除く。）への個別連絡は行わない。

7 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又は

その代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙 3 のとおり）を提出することとする。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約書（案） 別紙 5 のとおり

(9) 書類の記載にあたっては、加熱等により記載した文字を消すことのできるボールペン（いわゆる「消せるボールペン」）及びインク浸透印（いわゆる「シャチハタ」印）を使用しないこと。これらを使用した書類による入札は無効とする。